

平成 30 年度第 2 回岸和田市環境審議会環境政策専門部会 会議録

《開催日時・場所》

平成 31 年 1 月 23 日（水） 14：00～15：00 於：岸和田市環境事務所別館会議室

《出席者》

専門部会員：竹中部会長、高原委員、田口委員、原委員

事務局（市環境課）：谷藤課長、重田参事、坂本主幹、村井担当員

傍聴人

0名

《案件概要》

＜審議事項＞

- ・岸和田市環境保全条例の改正について

《内 容》

● 開会

● 資料の確認

● 部会長挨拶

● 議事録の承認について

部会員全員の承認を得ることとなった。

—・—・— 議 事 —・—・—

（部会長）

それでは、議事に入ります。資料 1 について事務局より説明してください。

（事務局）

資料 1 の「岸和田市環境保全条例の改正案（追加の検討案）」をご覧ください。これは、環境保全条例の第 77 条（現状変更行為の届出）の第 4 項の適用除外規定の追加です。条例に基づく届出の際に緑地の確保を求めるもので、これらの他法令の対象となる行為については、その基準の方が市条例より割合が高いということで、市条例の届出について適用除外とすることが適当だと考えます。今後、関係法令が新たに制定されても追加できるように規則で規定することが適当であると考えます。現行の市条例第 77 条第 4 項第 4 号の「この条例が施行された際、既に着手している行為」を削除し、改正条例（案）に記載のとおり、同条同項第 4 号に「国等が行う行為」とし、新たに同条同項第 5 号として「法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分又は届出による行為であってこの条例と同等以上の効果が得られるものとして規則で定めるもの」を追加したいと考えております。この改正条例（案）同条同項第 4 号「国等が行う行為」は、例えば都市計画法の「開発許可の特例」や大阪府と市の土砂埋立て等の規制に関する条例など多くの法令等に、「国等は適用除外」として規定されております。次に改正条例（案）同条同項第 5 号「法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分又は届出による行為であってこの条例と同等以上の効果が得られるものとして規則で定めるもの」に関して、「参考 他法令」と書かれた資料をご覧ください。ここに記載の他法令では、市条例第 77 条で求めている以上の緑化割合が規定されているものです。これらの他法令を条例の施行規則で規定し、市条例の適用除外としたいと考えてお

ります。また、今後、緑化割合を大きく求める法令等が新たに制定された場合でも規則で規定したいと考えます。岸和田市環境保全条例の改正案（追加の検討案）適用除外規定の追加についての説明は以上でございます。よろしくお願いします。

（部会長）

一つ確認しておきます。これは突然出てきたわけではなく、前回必要な部分は残すとの話を受けて、再検討された結果ですね。

（事務局）

そうです。

（部会長）

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。現行の市条例第 77 条第 4 項第 4 号「この条例が施行された際、既に着手している行為」がなくなってしまうことは問題ないですか。

（事務局）

平成 15 年の全部改正の時の規定であり、それ以前から現在まで続いている行為があるとは考えにくいので、問題ないと思われます。

（委員）

改正条例（案）の第 77 条第 4 項第 5 号は、わかりやすく言うのでしょうか。

（事務局）

条例ではなく施行規則で適用除外項目を定めるということで、例えば、次のページの参考他法令に挙げられているものについては、届出を不要とするということです。市条例で定めている緑化基準より高い基準がある場合は、重ねて規制する必要はないのではないかという趣旨です。

（部会長）

この文言で全て網羅できていますか。抜け漏れは発生しないですか。

（事務局）

文言については、法規担当と相談の上、決定しますので、変更の可能性はあります。

（委員）

改正条例（案）の第 77 条第 4 項第 4 号「国等が行う行為」というのは、都道府県も含めて、いわゆる公共事業のことですか。

（事務局）

そうです。

（部会長）

改正条例（案）の第 77 条第 4 項第 5 号は、届出は不要だが、どこかで規制されているという見方でよろしいですか。

（事務局）

そうです。

（委員）

私の所属する大学の学生が建設発生土の研究をしており、大阪府の条例では 3,000 m³以上の土砂埋立て等は許可が必要としています。岸和田市はどうですか。

（事務局）

平成 30 年 4 月 1 日に、500 m³以上 3,000 m³未満かつ高さ 1 m 以上の土砂埋立て等は許可が必要となる条例を施行しています。

(委員)

府の条例より小規模の行為を対象にしているんですね。

(事務局)

はい。

(委員)

実際に、これまでに許可申請はありますか。

(事務局)

現段階ではないです。

(委員)

それでは、この届出が必要な 1,000 m³以上というのは、割と合理的な数値なんですね。

(部会長)

よろしいですか。何かありましたら後ほどお伺いいたします。それでは、資料 2 について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料 2 の「岸和田市環境保全条例の改正について（部会報告案）」をご覧ください。1 ページからです。ここでは、岸和田市環境保全条例の改正の経過から、今回、条例改正を行うに至った理由と、そして、この環境審議会環境政策専門部会で、自然環境の保全について審議することを「はじめに」として記載しております。次に 2 ページをご覧ください。「1. 岸和田市環境保全条例の改正にあたっての基本的な視点」として、2 つの視点を考慮しながら審議を進めたとしております。1 つ目は地球環境や生物多様性の保全についての規定を追加することによって市条例の目的である「市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保を図る」という意義と役割を継承すべきということと、2 つ目は他の自然環境関係法令等との整合を図ることで、市条例の合理化を目指すという視点に立って、部会で審議することとしたと報告します。次に 3 ページ「2. 岸和田市環境保全条例の現状」をご覧ください。ここでは、環境政策専門部会で審議した、市条例「第 2 章 環境施策」と「第 4 章 自然環境の保全と回復」の構成、その規定の内容を記載しております。次に 4 ページをご覧ください。ここでは見直しとして、基本理念で規定されている生物多様性と地球環境の保全を市民との協働という観点を踏まえながら「第 2 章 環境施策」の中に追加することを検討し、生物多様性地域戦略や地球温暖化対策実行計画と整合を図りながら条文を追加するということを部会からの報告としました。次に 5 ページをご覧ください。ここでは、第 68 条の保全区域の指定について、既に他法令等により保全区域等が指定され、行為等が規制されており、過度の規制を避けるため、市条例の保全区域の指定についての規定を整理できるかを審議しました。市条例とこれらを同列に扱うべきではなく、他法令に基づき区域を指定しているからといって、同じ目的が達成されるものではなく、市の姿勢を示すことから必要な規定であること、また生物多様性の保全の観点から岸和田市の文化も守ることができる意味でも重要であり、市の環境施策として必要なものであることから、第 68 条の保全区域の指定と関連する第 69 条から第 76 条まで引き続き規定するという検討結果をいただき、部会からの報告とします。次に 6 ページをご覧ください。先ほど審議していただきました第 77 条の現状変更行為の届出で、緑地を確保することについて

です。市条例より確保すべき緑地の割合が高い、他法令の対象となる行為については市条例の届出を適用除外とするために、条例の施行規則で規定するというものです。新たに他法令が制定されても、規則で追加できるものと考えます。先ほどの審議結果として、他法令で同等またはそれ以上の規制がなされているものについては適用除外とすることが適当との旨を記載させていただきます。後日になりますが、専門委員の皆様には部会報告案をご確認いただきますので、よろしくお願いします。次に7ページをご覧ください。第4節 参画と協働による自然環境の保全等に関して、審議した内容です。第79条（自然環境保全プランの提案等）については、行政と市民団体がフラットに話し合える根拠としても非常に大事な仕組みであり、次に第80条（みどりの市民団体に対する支援等）については、高齢化等の理由により後継者がいなくなり存続できない団体をこの規定により育成、支援できるため、市が行う方が望ましいとの検討結果となっています。第81条（協定の締結）については、買取りをしなくても行為を抑制し貴重な動植物を守るために協定の締結が必要になることもあり、また、市有地だけでなく個人の土地にも適用できるとの検討結果をいただきました。第82条（自然環境調査員）については、例えば、市条例の規定による調査員を中学校区毎に1名委嘱すれば、もっと細かな、具体的な調査が可能になり、委嘱した調査員制度を利用し岸和田市総合計画の環境に関する、新たな指標を調査することも可能になると検討いただきました。次に8ページをご覧ください。第83条（表彰）については、個人、団体、企業等を労う姿勢は市として重要で必要な制度であると検討いただきました。第84条（土地の買取り等）については、第68条の規定による保全区域の指定をした区域内の土地に関し、特に必要がある場合に土地の買取り等の措置を講じることを定めており、第68条（保全区域の指定）が継続されるので、この規定も継続となり、将来、所有者不明土地問題に対応する法令等が制定された時の対策のためにも必要であると検討いただきました。したがって市条例第79条から第84条まで岸和田市の「参画と協働による自然環境の保全等」を行う上で重要なので、引き続き規定するという検討結果となりました。最後に9ページをご覧ください。ここでは、「おわりに」ということで、岸和田市は自然環境等の施策に早くから取り組んできたことから、この豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを望みながら、将来の社会情勢の変化にも対応しながら適切に環境施策を推進することを岸和田市に要望し部会報告の結びとしました。岸和田市環境保全条例の改正の部会報告案については以上でございます。よろしくお願いします。

（部会長）

資料2に関して何かご意見、ご質問等がございますか。

（委員）

7ページの第82条の最後の部分で、「岸和田市総合計画の新たな指標を調査することもできる」とありますが、新たな指標を入れるということですか。

（事務局）

前回の部会で委員からお話いただいたので記載しています。

（委員）

総合計画の指標となる市民アンケートの、岸和田市の自然が豊かになっていると感じるか、という質問に対して、豊かになっていると答える人の割合が下がっています。何を根拠に下がっていると答えているのか、市民の意識を知りたいところですけど、アンケートは無作為抽出で行うので、答える人が毎回違います。前回も言いましたが、岸和田市の自然が豊かになっていると感じるかの客観数値の一つに

は、きしわだ自然資料館の来館者数を使用している状態です。市条例の第 82 条の取組を活かして、もっと具体的な指標ができるのではないかとことを思いました。実際できるのかどうかは、是非頑張ってもらいたいと思っています。

(委員)

2 ページの (1) の 1 行目、市条例というのは、岸和田市環境保全条例のことですか。

(事務局)

はい。

(委員)

そうすると、「市条例における自然環境に関連する規定は」というのは、市条例全体を指しているんですか。単なる文章の問題ですけど、お答えください。

(事務局)

市条例の「第 4 章 自然環境の保全と回復」や「第 2 章 環境施策」の関連する部分を指します。

(委員)

市条例には自然環境以外のものも規定されていて、その中の自然環境の関連規定ということですか。

(事務局)

そうです。この環境政策専門部会のほかに、公害規制専門部会も設置されておりまして、同じくこの岸和田市環境保全条例の改正についてご審議いただいております。

(部会長)

自然再生推進法はどこが所管している法律ですか。

(事務局)

環境省です。

(委員)

話が漠然としてしまいますが、所謂温暖化や気候変動の関連法令により自然環境関係の動きが行き詰まるようなことはないですか。将来このポイントが大きな要素になってくるとか。特に問題なく、これでいけますかね。

(事務局)

温暖化に関することは、環境保全条例では、理念を規定し、詳細は実行計画で定める予定です。新たに事案が出てきそうな時には条例改正という形をとりたいと思います。

(委員)

気候変動の適応の具体的な対応が話題になってくると思います。市条例の中で適応をどのようなニュアンスで捉えたら良いのかが、次の課題になりそうに思います。適応というのは、具体的にはまだわからないですが、私も納得いかないことが多いです。

(部会長)

適応は難しいですね。皆さん何をすれば良いのか悩まれています。環境の話だけでは済まない部分ですからね。

(委員)

SDGs のような目的、目標を進めていくという段階に来るのかなと思ったりします。市民からすれば国、府、市と分かれて進めているので、どこに話をすれば良いのかと思います。先ほどの話ではない

ですが、国、府の行為が、無茶をしているのではないかと、市に言っても仕方ない。国、府だからきちんとした行為かと言われたら、そうではない部分も、市が歯止めになるかと思っても避けてしまうことがあります。きちんと止めてくださいという思いはあります。

（委員）

先ほどの第 77 条は、国に文句は言わないということですね。関空の土採り場レベルの緑化事業だと話は変わってくると思いますけど。

（委員）

残していただいて良かった。全て削られたらどうなるのかと思っていました。

（部会長）

内容は、うまくまとめていると思います。資料 1、2 に対して何かあればおっしゃってください。

（委員）

資料 1 について、改正条例（案）の第 77 条第 4 項第 4 号「国等が行う行為」が、現行の市条例になかったのは何故ですか。先ほどお話があったように、国や府が行為をする場合でも、市としてここは困ると言えるようになっていた方が良いですね。

（事務局）

以前の経過は調べないとわかりません。

（部会長）

今回何故規定されるのですか。

（事務局）

直近で制定した土砂埋立て等の規制に関する条例と同様、国等は一定の基準を満たした施工等をするものと想定され、今回追加を検討しました。

（部会長）

国からこうしなさいと言われたわけではないですね。

（事務局）

そうではないです。

（委員）

そういう意味で、国が大きいプロジェクトを動かす時に、市長がどうお考えになるのか。市長は市民に選ばれた人なので、市民の意見が反映されることが、この規定があるためにできないということが有り得ると思います。

（事務局）

そのような場合は、都市計画法の開発許可で、国が何か行為をしようとする時には、許可は不要ですが、許可権者と協議する旨の規定があるので、協議することになります。

（委員）

自然再生推進法は議員立法で、事業を行う時に区域を決めて、国、府、市、市民が横並びで同じ立場で、参加して計画を進めるといように制定された法律です。そのような仕組みが拡大していけば良いですけどね。そういう意味では面白い法律だと思います。ただ、具体的に自然再生推進法で行う事業がなく、河川法や森林法で行う事業なので、結局そこには手が出ない。主体が進めたら、そのまま行われてしまう。府の保安林事業に対して、市も私たちも色々言いましたが、なかなか受け止めてくれないと

いうか、受け止めきれないというか、そういう事例もありました。

（部会長）

よろしいでしょうか。本日も様々なご意見ありがとうございました。予定していた議事内容は全て終わりましたので、委員の皆さまには進行にご協力賜りありがとうございました。それでは、事務局へお返しします。

（事務局）

ありがとうございました。

● 今後のスケジュールについて確認